

北海道道州制特別区域計画（骨子）

平成18年12月 北海道

I 道州制特別区域計画の基本的な考え方

1 道州制特別区域計画の目標

- 目的
地方分権の推進、行政の効率化、北海道の自立的発展
- 計画期間
平成19～23年度（5年間）
- 移譲範囲
道州制特区推進法により移譲が可能と認められた事務、事業等の内、道として移譲を受ける範囲を確定
- 今後の取組
 - (1) 地方分権の推進
国、都道府県、市町村の関係を、これまでの中央主導の全国画一的な行政システムから、地域の実情に即した住民主導の行政システムへの転換を図り、地域のことは地域で決めることのできる地域主権型社会の構築を目指して、国から道、そして道から市町村への権限移譲を進めるとともに、自主的な市町村合併の促進、支庁制度改革の推進などを通じて、地方分権の一層の推進に努める
 - (2) 行政の効率化
新たな行財政改革の取組み（平成18年2月）に基づく人件費削減等、道自ら不断の行政改革努力を行うことはもとよりであるが、上記のような地方分権に向けた取組を通して、国の規制、関与をできるだけ縮小することにより、国・地方を通じた行財政運営の簡素・効率化に努める
 - (3) 北海道の自立的発展
道州制特区推進法に基づく新たな仕組みを活用して、国から道への権限・財源の移譲や、全道一律の基準の緩和などを進め、北海道の各地域が有する歴史や文化、自然環境や気象条件など多様な地域特性や資源を最大限活かし、産業の活性化や道民生活の向上につながる提案を積み重ねることにより、北海道の自立的発展を目指す

2 北海道が実施する広域的施策の内容

- 北海道では、道州制プログラム（平成16年4月）に基づき、「子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会」、「豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり」、「冬や災害に強い地域づくり」、「経済再建に向けた産業・雇用政策の推進」、「世界に通ずる北海道観光の形成」、「日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立」など北海道の地域特性を活かすための施策を推進している
- こうした中で、道州制特区推進法に基づく事務・事業等の移譲等を活用し、下記の広域的施策を展開する
 - 【北海道が展開する広域的施策】
 - ・ 調理師資格者の資質の向上
 - ・ 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供
 - ・ 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化
 - ・ 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化
 - ・ 保安施設の整備等による森林の保全
 - ・ 砂防施設の整備等による土砂災害対策の推進
 - ・ 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築
 - ・ 河川の整備等による治水対策の推進

3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

- 国から下記の事務の移譲を受け、平成19年度から道が実施
 - (1) 調理師養成施設の指定
 - (2) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
 - (3) 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可
 - (4) 商工会議所に対する監督の一部

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

- 国から下記の事業の移譲を受け、平成19年度から道が実施
 - (5) 民有林の直轄治山事業の一部
- 下記の事業については、今後の整備状況等を適宜把握しつつ、平成22年度から国から事業の移譲を受け、道が実施
 - (6) 直轄通常砂防事業の一部
 - (7) 開発道路に係る直轄事業
 - (8) 二級河川に係る直轄事業

5 連携・共同事業

- 広域行政の推進に資するため、北海道と国の地方支分部局との連携・共同事業を引き続き実施

6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

- 広域的施策の推進状況、施策効果を的確に把握
- 計画の実施による地域社会や本道経済への影響等を適切に評価
- 各界各層のご意見や作業により得られた知見などを踏まえ、更なる権限移譲等を提案
- 評価にあたっては、出来る限り定量的、総合的評価に努めるなど、客観性の担保に努める

II 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

1 調理師養成施設の指定（法第14条関係）

【移譲を受ける特定事務等】

- 調理師養成施設の指定及びそれに付帯する事務

【現在の所管】

- 厚生労働省（北海道厚生局）

2 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定（法第11条、第12条、第15条関係）

【移譲を受ける特定事務等】

- 児童福祉法に基づく下記の事務
 - ・ 療育医療機関の指定（児童福祉法第20条⑤）及びそれに付帯する事務
- 生活保護法に基づく下記の事務
 - ・ 医療機関（医療扶助）の指定（生活保護法第49条）及びそれに付帯する事務
 - ・ 介護医療機関（介護扶助）の指定（生活保護法第54条の2）及びそれに付帯する事務
- 母子保健法に基づく下記の事務
 - ・ 養育医療機関の指定（母子保健法第20項⑤）及びそれに付帯する事務

【現在の所管】

- 厚生労働省（北海道厚生局）

3 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可（法第16条関係）

【移譲を受ける特定事務等】

- 麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲等の許可（鳥獣保護法第37条）及びそれに付帯する事務

【現在の所管】

- 環境省（北海道地方環境事務所）

4 商工会議所に対する監督の一部（法第13条関係）

【移譲を受ける特定事務等】

- 商工会議所の定款変更の認可の一部（商工会議所法第46条第3項、第25条①、②、④、⑦、⑧、⑭、⑮、⑱）及びそれに付帯する事務
- 商工会議所の解散の認可（商工会議所法第60条③）及びそれに付帯する事務

【現在の所管】

- 経済産業省（北海道経済産業局）

III 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

1 民有林の直轄治山事業の一部（法第7条第4項口関係）

【移譲を受ける事業等】

- 民有林直轄治山事業の一部

【事業実施箇所】

- ①石狩川地区（浦臼町、月形町）、②尻別川地区（倶知安町、京極町、喜茂別町）のうち、農林水産大臣告示で別途指定される箇所

【現在の所管】

- 農林水産省（北海道森林管理局）

2 直轄通常砂防事業の一部、開発道路に係る直轄事業、二級河川に係る直轄事業（法第7条第4項イ、ハ、ニ関係）

- 今後の整備状況等を適宜把握しつつ、国が実施している工事又は事業のうち、国土交通大臣の告示で別途指定される箇所について実施する（平成22年度から移譲可能）

IV 連携・共同事業

○ 広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局が連携・共同し、下記の事業を実施

No.	内 容	関係機関等名
1	国と道の連携に強化による医師の臨床研修体制の充実	厚生労働省
2	共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化	総務省、経済産業省、国土交通省
3	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	財務省
4	税務に関する相談や広報事業の共同実施	財務省
5	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	環境省
6	国有林と民有林が一体となった森林づくり	農林水産省
7	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	国土交通省
8	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	国土交通省
9	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	国土交通省、内閣府、総務省
10	農作物被害調査の共同実施	農林水産省
11	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	経済産業省
12	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	厚生労働省、経済産業省
13	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	厚生労働省
14	道路管理者が連携した案内標識の整備	国土交通省
15	ビジット・ジャパン・キャンペーンに関する連携	国土交通省
16	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	農林水産省
17	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	農林水産省
18	新食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	農林水産省
19	道内における食育推進活動の共同実施	農林水産省
20	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施	農林水産省
21	C I Q業務への地方公共団体職員派遣	法務省、財務省、厚生労働省

V 北海道における道州制特区推進のイメージ

○ 下記のサイクルにより、市町村、道民の皆様のご意見をいただきながら、権限移譲等を着実に推進

